

# 平成23年12月第4回幸田町議会定例会 報告

## 議会報告 12月定例会

平成23年12月定例会は12月5日に召集され、22日までの18日間開催されました。単行議案8件、補正予算1件の9件が上程され、いずれも原案通り可決しました。その他陳情1件を審議し、不採択としました。また、追加上程された、固定資産評価審査申出決定取り消し請求事件の第1審判決について、控訴の提起を議決しました。

## 単行議案（主な関係する議案のみ掲載）

### 暴力団排除条例の制定について・・・(全員賛成)

健全な社会活動の発展と安全で安心な地域社会の実現を図るため制定する。

<概要> 暴力団への非協力、非交際などを規定し、暴力団の排除を推進することを基本理念とし、町・町民・事業者の責任を定める。

<施行日> 県内の他市町村の状況 37市町村が制定（予定を含む）

### 公共駐車場条例の一部改正について・・・(全員賛成)

相見駅駐車場の開設と幸田駅西第1駐車場改修に伴い改正をする。

<概要> 幸田駅西第1駐車場: 1日利用回数券:5,000円・半日利用回数券:3,000円廃止

新規にプリペイドカード:5,000円

相見駅駐車場使用料:プリペイドカード:5,000円

6時間以上24時間未満 500円 6時間未満 300円

定期: 1月 4,000円 3月 12,000円 6月 24,000円



### 財産の取得について・・・(全員賛成)

町職員用の高度情報化パソコンの購入

<概要> 全台数がリース満了のため、買取により全台数を一度に取得する。

内訳: 270台、契約金額: 4305万円、納期: 平成24年1月31日

半数は、再利用で学校の教育などで活用できるよう考えている。



### 印紙条例の一部改正について・・・(全員賛成)

住民サービスの向上、行政事務の効率化を図る

<概要> 戸籍の謄本、抄本、戸籍、印鑑登録など10種類の手数料をのぞく183種。

内容: 窓口 印紙購入 窓口申請 窓口で現金を支払いワンストップで完了。



## その他 単行議案

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて・・・(全員賛成)

字の区域の設定及び変更について・・・(全員賛成)

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について・・・(全員賛成)

### - 補正予算関係 -

平成23年度一般会計補正予算・・・(全員賛成)

<概要> 歳入、歳出とも4577万円を補正し、歳入歳出総額: 155億4615万円とする。

内容: 歳出・バス停関連整備等工事: 600万円、

・要援護支援システム導入委託: 356万円

・北中生徒増による対応、給食搬送コンテナ: 110万円など。

## 休日輪番制の実施をキッカケに育児支援！ 新年度からの休日保育等実施概要

保護者のニーズを調査し、休日保育の実施と土曜日保育の見直しされます。

**休日保育**・・・開始：平成24年4月8日(日)より

対象児童：日曜日、国民の休日、保護者が就業等により保育に欠ける児童。

実施園：菱池保育園 定員：30人 時間：7:30～18:00 給食実施

保育料：月額保育料のうち(追加徴収しない)

**土曜日保育**・・・開始：平成24年4月7日(土)より

見直し：保育時間を全園とも12時30分まで30分延長。

**土曜日終日保育**・・・開始：平成24年4月7日(土)より

対象児童：土曜日、12時30分以降も保護者が就業等により保育に欠ける児童。

実施園：菱池保育園 定員：30人 時間：7:30～18:00 弁当、水筒持参

保育料：3歳未満児童 1人日額2,500円、3歳以上児童 1人日額1,500円

いずれも、町立保育園在園の実施児。一時的事由では利用できない。



## 幸田町長へ「政策要望書」提出

連合愛知三河中地域協議会

10月5日、連合愛知三河中地域協議会の矢田代表以下5人とともに、幸田町役場で大須賀町長へ「政策要望書」を提出しました。広く勤労者、町民全体の生活向上と地域の発展のための重点要望を取りまとめ提出しました。3.11の大震災や安定とない世界経済など、厳しい情勢下にあるものの、町民の信頼に応える町政の推進と、平成24年度の予算へ反映を要望しました。その後、町側との意見交換がおこなわれ、有意義な懇談会となりました。



町長へ 要望書を提出する矢田代表

## 幸田町交通死亡事故「0」(連続1170日)を記録中ですが・・・

### 自転車の安全のための交通ルールの再徹底



(町内の自転車通学の様子)

全国で年間約2万件と事故全体の13%近い自転車絡む交通事故が激増しています。警視庁は、指導・取り締まりに本腰を入れるほか、講習などを通じてマナー向上も図る方針を打ち出しました。自転車をあらためて「車両」として定義し「自転車は車道进行すること」を求めたこの指針。自転車と歩行者との事故は、今年町内でも16件発生しています。自転車が走行するその「車道」自体、自転車が走りやすいとはいえません。特に狭い道路が多いところでは車道进行することで新たな事故が増える可能性があります。早急に「自転車の通行環境の整備」を進める必要があります。

